

寒川町道路占用料条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
～ 略 ～				～ 略 ～			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,300円	法第3条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,880円
	第2種電柱		3,540		第2種電柱		2,890
	第3種電柱		4,770		第3種電柱		3,890
	第1種電話柱		2,060		第1種電話柱		1,680
	第2種電話柱		3,290		第2種電話柱		2,690
	第3種電話柱		4,520		第3種電話柱		3,690
	支線及び支線柱		950		その他の柱類		170
	その他の柱類		210		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メートルにつき1年	17
	共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メートルにつき1年	21		地下電線その他 地下に設ける線 類		10
	地下電線その他 地下に設ける線 類		12		路上に設ける変 圧器	1個につき1年	1,640
	路上に設ける変 圧器	1個につき1年	2,010		地下に設ける変 圧器	1平方メートルにつき1年	1,010
	地下に設ける変 圧器	1平方メートルにつき1年	1,230		変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	3,360
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	4,110		郵便差出箱及び 信書便差出箱	1個につき1年	1,410
	郵便差出箱及び 信書便差出箱	1個につき1年	1,730		広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	4,730
	広告塔	表示面積 1平方メートルにつき1年	7,410		その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	3,360
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	4,110				
法第3条第2項第1号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	86	法第3条第2項第1号に掲げる工作物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	70
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100

2号に	トル以上0.1メー			掲げ	トル未満のもの		
掲げ	トル未満のもの			る工	外径が0.1メート	150	
る工	外径が0.1メート	180		作物	ル以上0.15メー		
作物	ル以上0.15メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.15メー	200	
	外径が0.15メー	250			トル以上0.2メー		
	トル以上0.2メー				トル未満のもの		
	トル未満のもの				外径が0.2メート	300	
	外径が0.2メート	370			ル以上0.3メート		
	ル以上0.3メート				ル未満のもの		
	ル未満のもの				外径が0.3メート	400	
	外径が0.3メート	490			ル以上0.4メート		
	ル以上0.4メート				ル未満のもの		
	ル未満のもの				外径が0.4メート	700	
	外径が0.4メート	860			ル以上0.7メート		
	ル以上0.7メート				ル未満のもの		
	ル未満のもの				外径が0.7メート	1,010	
	外径が0.7メート	1,230			ル以上1メートル		
	ル以上1メートル				未満のもの		
	未満のもの				外径が1メートル	2,010	
	外径が1メートル	2,470			以上2メートル未		
	以上2メートル未				満のもの		
	満のもの				外径が2メートル	4,030	
	外径が2メートル	4,930			以上のもの		
	以上のもの			法第32条第1項第3号に	占用面積	3,360	
法第32条第1項第3号に	占用面積	4,110		掲げる施設	1平方メ		
掲げる施設	1平方メ			法第3	歩廊	メートルに	180
法第3	歩廊	160		2条第	その他のもの	つき1年	280
2条第	その他のもの	330		1項第			
1項第				4号に			
4号に				掲げ			
掲げ				る施			
る施				設			
設				法第3	地下	階数が1の	A×0.00
法第3	地下	A×0.00		2条第	街及	もの	5
2条第	街及	5		1項第	び地	階数が2の	A×0.00
1項第	び地	A×0.00		5号に	下室	もの	8
5号に	下室	8		掲げ		階数が3以	A×0.01
掲げ		A×0.01		る施		上のもの	
る施				設	上空に設ける通		2,360
設	上空に設ける通	3,710			路		
	路				地下に設ける通		1,420

	地下に設ける通路		2,220		路				
					その他のもの				280
	その他のもの		330						
法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積	74	法第3条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積	470		
		1平方メートルにつき1日				1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	占用面積	740		その他のもの	1平方メートルにつき1月			
		1平方メートルにつき1月							
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ）の設置	表示面積	740	政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ）の設置	表示面積	470		
		1平方メートルにつき1月				1平方メートルにつき1月			
	その他のもの	表示面積	7,410		その他のもの	表示面積	4,730		
	を除外する。	1平方メートルにつき1年			を除外する。	1平方メートルにつき1年			
	標識	1本につき1年	3,290		標識	1本につき1年	2,690		
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	74		旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	470		
		1本につき1日				1本につき1日			
		その他のもの	740			その他のもの	470		
		1本につき1月				1本につき1月			
幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積	74	幕（政令第7条第4号に掲げる工事施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積	470		
		1平方メートルにつき1日				1平方メートルにつき1日			
	その他のもの	その面積	740		その他のもの	その面積	470		
		1平方メートルにつき1月				1平方メートルにつき1月			
ア一	車道を横断するもの	1基につき1月	7,410	ア一	車道を横断するもの	1基につき1月	4,730		

	チ	断するも	き1月	
		の		
		その他の		3,710
		もの		
政令第7条第4号に掲げ	占用面積	740		
る工事用施設及び同条	1平方メ			
第5号に掲げる工事用	一トルに			
材料	つき1月			
前各項に該当しないも	前各項に準じて			
の	町長が定める額			

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル

	の		
	その他の		2,360
	もの		
政令第7条第4号に掲げ	占用面積	470	
る工事用施設及び同条	1平方メ		
第5号に掲げる工事用	一トルに		
材料	つき1月		
前各項に該当しないも	前各項に準じて		
の	町長が定める額		

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル

ル単位価格をいうものとする。

ル単位価格をいうものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。